

職員の特殊勤務手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年2月9日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第1号

職員の特殊勤務手当に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正)

第1条 職員の特殊勤務手当に関する規則(昭和31年岩手県人事委員会規則第65号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(航海手当の支給基準) 第23条 条例第17条第1項に規定する基準は、次の各号のいずれかに該当する場合を除く航海とする。 (1) 船籍港又は根拠地から出港し、 <u>8時間</u> 以内に帰港する航海(警備艇による航海を除く。) (2) [略] (航海手当の額) 第24条 [略] 2 前項の規定にかかわらず、船籍港又は根拠地から出港し、 <u>8時間</u> 以内に帰港する航海で警備艇によるものにあつては、航海1日につき370円とする。 (手当額の特例) 第32条 次に掲げる特殊勤務手当の支給される作業に従事した時間が1日について4時間に満たない場合における当該手当の額は、この規則の規定により受けるべき額の100分の60に相当する額とする。 (1) 放射線取扱手当(第6条第1号イに掲げる放射線取扱手当に限る。) (2)~(9) [略] 2 [略]	(航海手当の支給基準) 第23条 条例第17条第1項に規定する基準は、次の各号のいずれかに該当する場合を除く航海とする。 (1) 船籍港又は根拠地から出港し、 <u>7時間45分</u> 以内に帰港する航海(警備艇による航海を除く。) (2) [略] (航海手当の額) 第24条 [略] 2 前項の規定にかかわらず、船籍港又は根拠地から出港し、 <u>7時間45分</u> 以内に帰港する航海で警備艇によるものにあつては、航海1日につき370円とする。 (手当額の特例) 第32条 次に掲げる特殊勤務手当の支給される作業に従事した時間が1日について4時間に満たない場合における当該手当の額は、この規則の規定により受けるべき額の100分の60に相当する額とする。 (1) 放射線取扱手当(第6条第1号に掲げる業務に係る放射線取扱手当に限る。) (2)~(9) [略] 2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(宿日直手当に関する規則の一部改正)

第2条 宿日直手当に関する規則(昭和36年岩手県人事委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(宿日直手当の額) 第3条 [略] 2 給与条例第34条第1項及び給与等条例第28条第1項に規定する人事委員会規則で定める日は、執務時間が午前8時30分から午後零時30分までと定められている日及び <u>これ</u> に相当する日とし、当該人事委員会規則で定める日に退庁時から引き続いて行われる宿直勤務についての宿日直手当の額は、前項	(宿日直手当の額) 第3条 [略] 2 給与条例第34条第1項及び給与等条例第28条第1項に規定する人事委員会規則で定める日は、執務時間が午前8時30分から午後零時30分又は午後零時15分までと定められている日及び <u>これら</u> に相当する日とし、当該人事委員会規則で定める日に退庁時から引き続いて行われる宿直勤務についての宿日

の規定にかかわらず、宿直勤務1回につき別表第2に掲げるとおりとする。	直手当の額は、前項の規定にかかわらず、宿直勤務1回につき別表第2に掲げるとおりとする。
3 [略]	3 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則の一部改正)

第3条 職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則(昭和38年岩手県人事委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(給与支給機関等に対する通知)	(給与支給機関等に対する通知)
第12条 [略]	第12条 [略]
2・3 [略]	2・3 [略]
4 所属機関の長は、職員が転出した場合には、出勤簿等に基づき、当該職員の当該給与期間における当該転出の日の前日までの週休日(勤務時間等条例第3条第1項又は給与等条例第26条の2第1項に規定する週休日をいう。)の日数、当該転出後の勤勉手当の額の算定に際しその者の勤務成績を判定する対象となる期間中の欠勤(正規の勤務時間中に勤務しないために給与を減額される場合をいう。)、病気休暇及び介護休暇(勤務時間等条例第12条又は給与等条例第26条の9第1項に規定する病気休暇及び介護休暇をいう。)、育児休業(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条又は第19条の規定に基づく育児休業又は部分休業をいう。)、育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務(同法第17条に規定する短時間勤務を含む。)をいう。)、自己啓発等休業(法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をいう。)並びに修学部分休業(法第26条の2に規定する修学部分休業をいう。)の日数及び時間数並びにその他必要とする事項を記入し、これを文書で当該職員が新たに所属することとなった所属機関の長に通知するものとする。この場合において、当該職員が給与等条例の適用を受ける者であるときは、従前当該職員を所管していた教育事務所長が新たに当該職員を所管することとなる教育事務所長に対してするものとする。	4 所属機関の長は、職員が転出した場合には、出勤簿等に基づき、当該職員の当該給与期間における当該転出の日の前日までの週休日(勤務時間等条例第3条第1項又は給与等条例第26条の2第1項に規定する週休日をいう。)の日数、当該転出後の勤勉手当の額の算定に際しその者の勤務成績を判定する対象となる期間中の欠勤(正規の勤務時間中に勤務しないために給与を減額される場合をいう。)、病気休暇及び介護休暇(勤務時間等条例第12条又は給与等条例第26条の12第1項に規定する病気休暇及び介護休暇をいう。)、育児休業(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条又は第19条の規定に基づく育児休業又は部分休業をいう。)、育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務(同法第17条に規定する短時間勤務を含む。)をいう。)、自己啓発等休業(法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をいう。)並びに修学部分休業(法第26条の2に規定する修学部分休業をいう。)の日数及び時間数並びにその他必要とする事項を記入し、これを文書で当該職員が新たに所属することとなった所属機関の長に通知するものとする。この場合において、当該職員が給与等条例の適用を受ける者であるときは、従前当該職員を所管していた教育事務所長が新たに当該職員を所管することとなる教育事務所長に対してするものとする。
5 [略]	5 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第4条 職員の給与の支給に関する規則(昭和38年岩手県人事委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第19条 月額で定められている特殊勤務手当(手当の額をその作業に従事した日数に応じ日割りにより算出した額に相当す	第19条 月額で定められている特殊勤務手当(手当の額をその作業に従事した日数に応じ日割りにより算出した額に相当す

る額とする場合のと畜検査手当（以下「日割りによると畜検査手当」という。）を除く。）の支給を受ける職員が、有給休暇（勤務時間等条例第12条又は給与等条例第26条の11第1項に規定する年次休暇、病気休暇及び特別休暇をいう。以下同じ。）、休職、専従許可、停職等によりその者がその月において勤務すべき日における勤務しなかった日数（欠勤（給与条例第31条第1項又は給与等条例第27条第1項の規定により給与を減額される場合をいう。）、介護休暇（勤務時間等条例第12条又は給与等条例第26条の11第1項に規定する介護休暇をいう。）及び修学部分休業（職員の修学部分休業に関する条例（平成17年岩手県条例第20号。以下「修学部分休業条例」という。）第2条第1項に規定する修学部分休業をいう。）により勤務しなかった日数を除く。また、有給休暇については、その期間に含まれる休日等（給与条例第31条第1項又は給与等条例第27条第1項に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等をいう。以下同じ。）を除く。）の合計が10日を超えた場合は、その給与期間の分として受けるべき特殊勤務手当の額は、その勤務した日数に応じ日割計算により支給する。

（超過勤務手当等の支給割合）

第24条の2 [略]

2 給与条例第32条第3項及び給与等条例第27条の2第3項に規定する人事委員会規則で定める割合は、100分の25とする。

3 [略]

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第33条 給与条例第31条第2項及び第36条並びに給与等条例第27条第2項及び第27条の2第3項に規定する人事委員会規則で定める手当の額は、次に掲げる手当の月額とする。

(1)～(8) [略]

2 [略]

3 給与条例第31条第2項又は給与等条例第27条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出に係る1週間当たりの勤務時間は、40時間（給与条例第6条の2第1項及び給与等条例第7条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等（以下「育児短時間勤務職員等」という。）並びに給与条例第29条第2項第2号及び給与等条例第24条第2項第2号に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。））にあつては、勤務時間等条例第2条第2項から第4項まで又は給与等条例第26条第2項から第4項までの規定により定められた1週間当たりの勤務時間）とする。

る額とする場合のと畜検査手当（以下「日割りによると畜検査手当」という。）を除く。）の支給を受ける職員が、有給休暇（勤務時間等条例第12条又は給与等条例第26条の12第1項に規定する年次休暇、病気休暇及び特別休暇をいう。以下同じ。）、休職、専従許可、停職等によりその者がその月において勤務すべき日における勤務しなかった日数（欠勤（給与条例第31条第1項又は給与等条例第27条第1項の規定により給与を減額される場合をいう。）、介護休暇（勤務時間等条例第12条又は給与等条例第26条の12第1項に規定する介護休暇をいう。）及び修学部分休業（職員の修学部分休業に関する条例（平成17年岩手県条例第20号。以下「修学部分休業条例」という。）第2条第1項に規定する修学部分休業をいう。）により勤務しなかった日数を除く。また、有給休暇については、その期間に含まれる休日等（給与条例第31条第1項又は給与等条例第27条第1項に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等をいう。以下同じ。）を除く。）の合計が10日を超えた場合は、その給与期間の分として受けるべき特殊勤務手当の額は、その勤務した日数に応じ日割計算により支給する。

（超過勤務手当等の支給割合）

第24条の2 [略]

2 給与条例第32条第6項及び給与等条例第27条の2第6項に規定する人事委員会規則で定める割合は、100分の25とする。

3 [略]

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第33条 給与条例第31条第2項及び第36条並びに給与等条例第27条第2項及び第27条の2第8項に規定する人事委員会規則で定める手当の額は、次に掲げる手当の月額とする。

(1)～(8) [略]

2 [略]

3 給与条例第31条第2項又は給与等条例第27条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出に係る1週間当たりの勤務時間は、38時間45分（給与条例第6条の2第1項及び給与等条例第7条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等（以下「育児短時間勤務職員等」という。）並びに給与条例第29条第2項第2号及び給与等条例第24条第2項第2号に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。））にあつては、勤務時間等条例第2条第2項から第4項まで又は給与等条例第26条第2項から第4項までの規定により定められた1週間当たりの勤務時間）とする。

4 給与条例第36条又は給与等条例第27条の2第5項に規定する人事委員会規則で定める時間は、前項に掲げる時間に52を乗じて得た時間から8時間（育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員にあっては、8時間に勤務時間等条例第2条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数乗じて得た時間又は8時間に給与等条例第26条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数乗じて得た時間）に当該年度における勤務時間等条例第10条又は給与等条例第26条の9に規定する祝日法による休日（土曜日に当たる日を除く。）及び年末年始の休日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数を乗じて得た時間を減じた時間とする。ただし、勤務時間等条例第4条又は給与等条例第26条の3の規定に基づき週休日及び勤務時間の割振りについて別に定められている職員のうち、人事委員会の定める職員については、前項に掲げる時間に52を乗じて得た時間とする。

様式第1（第11条関係）

[略]

記載上の注意

1～5 [略]

6 届出の事由欄には、届出の理由の2又は3に該当する場合にその事由（例えば婚姻、離婚、出生、死亡、満60歳以上、満22歳年度末等）をそれぞれ記載すること。

7 [略]

様式第20（第22条関係）

[略]

[略]		[略]
[略]	週休日の振替又は <u>半日勤務時間</u> の割振り変更が行えなかった理由	[略]
[略]		

注1 [略]

2 「週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更が行えなかった理由」欄には、週休日に勤務した場合に記載してください。

4 給与条例第36条又は給与等条例第27条の2第8項に規定する人事委員会規則で定める時間は、前項に掲げる時間に52を乗じて得た時間から7時間45分（育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員にあっては、7時間45分に勤務時間等条例第2条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数乗じて得た時間又は7時間45分に給与等条例第26条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数乗じて得た時間）に当該年度における勤務時間等条例第10条又は給与等条例第26条の10に規定する祝日法による休日（土曜日に当たる日を除く。）及び年末年始の休日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数を乗じて得た時間を減じた時間とする。ただし、勤務時間等条例第4条又は給与等条例第26条の3の規定に基づき週休日及び勤務時間の割振りについて別に定められている職員のうち、人事委員会の定める職員については、前項に掲げる時間に52を乗じて得た時間とする。

様式第1（第11条関係）

[略]

記載上の注意

1～5 [略]

6 届出の事由欄には、届出の理由の2又は3に該当する場合にその事由（例えば婚姻、離婚、出生、死亡、満60歳以上等）をそれぞれ記載すること。

7 [略]

様式第20（第22条関係）

[略]

[略]		[略]
[略]	週休日の振替又は <u>4時間若しくは3時間45分の勤務時間</u> の割振り変更が行えなかった理由	[略]
[略]		

注1 [略]

2 「週休日の振替又は4時間若しくは3時間45分の勤務時間の割振り変更が行えなかった理由」欄には、週休日に勤務した場合に記載してください。

備考 改正部分は、下線の部分である。

（地域手当に関する規則の一部改正）

第5条 地域手当に関する規則（昭和43年岩手県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

<p>(端数計算)</p> <p>第4条 給与条例第28条の2第2項若しくは第28条の3又は給与等条例第23条の2第2項の規定による地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。給与条例第31条第2項、第36条、第38条第4項及び第5項並びに第39条第3項並びに給与等条例第27条第2項、<u>第27条の2第5項</u>、第29条第4項及び第5項並びに第30条第3項に規定する地域手当の月額に1円未満の端数があるときも、同様とする。</p>	<p>(端数計算)</p> <p>第4条 給与条例第28条の2第2項若しくは第28条の3又は給与等条例第23条の2第2項の規定による地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。給与条例第31条第2項、第36条、第38条第4項及び第5項並びに第39条第3項並びに給与等条例第27条第2項、<u>第27条の2第8項</u>、第29条第4項及び第5項並びに第30条第3項に規定する地域手当の月額に1円未満の端数があるときも、同様とする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第6条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年岩手県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																												
別表第8 休職期間等換算表（第43条関係）	別表第8 休職期間等換算表（第43条関係）																												
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">休職等の期間</th> <th style="width: 20%;">換算率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地方公務員法第28条第2項第1号の規定による休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下この表において同じ。）による負傷若しくは疾病に係るものに限る。）又は職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号。以下「勤務時間等条例」という。）第12条若しくは給与等条例第26条の9第1項に規定する病気休暇（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものに限る。）の期間</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>勤務時間等条例第12条又は給与等条例第26条の9第1項に規定する介護休暇の期間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地方公務員法第28条第2項第1号の規定による休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。）又は勤務時間等条例第12条若しくは給与等条例第26条の9第1項に規定する病気休暇（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。）の期間</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	休職等の期間	換算率	地方公務員法第28条第2項第1号の規定による休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下この表において同じ。）による負傷若しくは疾病に係るものに限る。）又は職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号。以下「勤務時間等条例」という。）第12条若しくは給与等条例第26条の9第1項に規定する病気休暇（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものに限る。）の期間	[略]	[略]		勤務時間等条例第12条又は給与等条例第26条の9第1項に規定する介護休暇の期間		地方公務員法第28条第2項第1号の規定による休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。）又は勤務時間等条例第12条若しくは給与等条例第26条の9第1項に規定する病気休暇（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。）の期間		[略]		[略]		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">休職等の期間</th> <th style="width: 20%;">換算率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地方公務員法第28条第2項第1号の規定による休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下この表において同じ。）による負傷若しくは疾病に係るものに限る。）又は職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号。以下「勤務時間等条例」という。）第12条若しくは給与等条例第26条の12第1項に規定する病気休暇（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものに限る。）の期間</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>勤務時間等条例第12条又は給与等条例第26条の12第1項に規定する介護休暇の期間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地方公務員法第28条第2項第1号の規定による休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。）又は勤務時間等条例第12条若しくは給与等条例第26条の12第1項に規定する病気休暇（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。）の期間</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	休職等の期間	換算率	地方公務員法第28条第2項第1号の規定による休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下この表において同じ。）による負傷若しくは疾病に係るものに限る。）又は職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号。以下「勤務時間等条例」という。）第12条若しくは給与等条例第26条の12第1項に規定する病気休暇（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものに限る。）の期間	[略]	[略]		勤務時間等条例第12条又は給与等条例第26条の12第1項に規定する介護休暇の期間		地方公務員法第28条第2項第1号の規定による休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。）又は勤務時間等条例第12条若しくは給与等条例第26条の12第1項に規定する病気休暇（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。）の期間		[略]		[略]	
休職等の期間	換算率																												
地方公務員法第28条第2項第1号の規定による休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下この表において同じ。）による負傷若しくは疾病に係るものに限る。）又は職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号。以下「勤務時間等条例」という。）第12条若しくは給与等条例第26条の9第1項に規定する病気休暇（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものに限る。）の期間	[略]																												
[略]																													
勤務時間等条例第12条又は給与等条例第26条の9第1項に規定する介護休暇の期間																													
地方公務員法第28条第2項第1号の規定による休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。）又は勤務時間等条例第12条若しくは給与等条例第26条の9第1項に規定する病気休暇（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。）の期間																													
[略]																													
[略]																													
休職等の期間	換算率																												
地方公務員法第28条第2項第1号の規定による休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下この表において同じ。）による負傷若しくは疾病に係るものに限る。）又は職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号。以下「勤務時間等条例」という。）第12条若しくは給与等条例第26条の12第1項に規定する病気休暇（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものに限る。）の期間	[略]																												
[略]																													
勤務時間等条例第12条又は給与等条例第26条の12第1項に規定する介護休暇の期間																													
地方公務員法第28条第2項第1号の規定による休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。）又は勤務時間等条例第12条若しくは給与等条例第26条の12第1項に規定する病気休暇（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。）の期間																													
[略]																													
[略]																													
備考 改正部分は、下線の部分である。																													

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正)

第7条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(平成6年岩手県人事委員会規則第30号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第3条 勤務時間等条例第3条第3項の勤務時間の割振りは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 勤務時間等条例第10条の祝日法による休日及び年末年始の休日(以下「休日」と総称する。)その他人事委員会の定める日の勤務時間は、1日につき<u>8時間</u>(短時間勤務職員にあっては、当該職員の勤務時間等条例第3条第3項に規定する4週間ごとの期間における勤務時間を当該期間における同項の規定により勤務時間が割り振られた日の数で除して得た時間)とすること。</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(週休日の振替等)</p> <p>第6条 [略]</p>	<p>第3条 勤務時間等条例第3条第3項の勤務時間の割振りは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 勤務時間等条例第10条の祝日法による休日及び年末年始の休日(以下「休日」と総称する。)その他人事委員会の定める日の勤務時間は、1日につき<u>7時間45分</u>(短時間勤務職員にあっては、当該職員の勤務時間等条例第3条第3項に規定する4週間ごとの期間における勤務時間を当該期間における同項の規定により勤務時間が割り振られた日の数で除して得た時間)とすること。</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(週休日の振替等)</p> <p>第6条 [略]</p>
<p><u>2 勤務時間等条例第5条及び給与等条例第26条の4の半日勤務時間は、4時間とする。</u></p>	
<p><u>3 任命権者等は、週休日の振替(勤務時間等条例第5条又は給与等条例第26条の4の勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。)</u>又は<u>半日勤務時間</u>の割振り変更(これらの規定に基づき勤務日(半日勤務時間のみが割り振られている日を除く。以下この条において同じ。)の勤務時間のうち半日勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間をこれらの規定の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この条において同じ。)を行う場合には、週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更(以下「週休日の振替等」という。)を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日等(勤務日及び週休日の振替等により勤務時間を割り振られた日をいう。第8条第1項において同じ。)が引き続き24日を超えないようにしなければならない。</p>	<p><u>2 任命権者等は、週休日の振替(勤務時間等条例第5条又は給与等条例第26条の4の勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。)</u>又は<u>4時間若しくは3時間45分の勤務時間</u>の割振り変更(これらの規定に基づき勤務日(4時間又は3時間45分の勤務時間のみが割り振られている日を除く。以下この条において同じ。)の勤務時間のうち4時間又は3時間45分の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間又は3時間45分の勤務時間をこれらの規定の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この条において同じ。)を行う場合には、週休日の振替又は4時間若しくは3時間45分の勤務時間の割振り変更(以下「週休日の振替等」という。)を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日等(勤務日及び週休日の振替等により勤務時間を割り振られた日をいう。第8条第1項において同じ。)が引き続き24日を超えないようにしなければならない。</p>
<p><u>4 任命権者等は、半日勤務時間の割振り変更を行う場合には、第1項の期間内にある勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について割り振ることをやめて行わなければならない。</u></p>	<p><u>3 任命権者等は、4時間又は3時間45分の勤務時間の割振り変更を行う場合には、第1項の期間内にある勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について割り振ることをやめて行わなければならない。</u></p> <p><u>4 任命権者等は、4時間の勤務時間の割振り変更を行った後</u></p>

5 [略]

(代休日の指定)

第8条 勤務時間等条例第11条第1項又は給与等条例第26条の10第1項の代休日（以下「代休日」という。）の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等（休日を除く。）について行われなければならない。

2・3 [略]

(年次休暇の日数)

第9条 勤務時間等条例第13条第1項第1号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

(1) [略]

(2) 不斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。） 160時間に勤務時間等条例第2条第2項から第4項まで又は給与等条例第26条第2項から第4項までの規定に基づき定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を40時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、8時間を1日として日に換算して得た日数

2 [略]

第9条の4 次の各号に掲げる場合において、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が変更されるときに当該変更の日以後における職員の年次休暇の日数は、当該年の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあつては勤務時間等条例第13条第1項第1号又は第2号に掲げる日数（以下この項において「付与日数」という。）に同条第2項の規定により当該年の前年から繰り越された年次休暇の日数（以下この項において「繰越日数」という。）を加えて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあつては付与日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入

の勤務時間が3時間45分となる勤務日に限り、3時間45分の勤務時間の割振り変更を行うことができる。

5 [略]

(代休日の指定)

第8条 勤務時間等条例第11条第1項又は給与等条例第26条の11第1項の代休日（以下「代休日」という。）の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等（休日を除く。）について行われなければならない。

2・3 [略]

(年次休暇の日数)

第9条 勤務時間等条例第13条第1項第1号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

(1) [略]

(2) 不斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。） 155時間に勤務時間等条例第2条第2項から第4項まで又は給与等条例第26条第2項から第4項までの規定に基づき定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数

2 [略]

第9条の4 次の各号に掲げる場合において、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が変更されるときに当該変更の日以後における職員の年次休暇の日数は、当該年の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあつては勤務時間等条例第13条第1項第1号又は第2号に掲げる日数（以下この項において「付与日数」という。）に同条第2項の規定により当該年の前年から繰り越された年次休暇の日数（以下この項において「繰越日数」という。）を加えて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあつては付与日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入

して得た日数とし、当該日数が20日を超える場合は、20日とする。以下この項において「調整後の付与日数」という。)に繰越日数を加えて得た日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあつては当該勤務形態を始めた日においてこの項の規定により得られる調整後の付与日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、当該日数が20日を超える場合は、20日とする。)に繰越日数を加えて得た日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数とする。

(1)・(2) [略]

(3) 齊一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて不齊一型育児短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における勤務日ごとの勤務時間の時間数を8時間とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

(4) 不齊一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて齊一型育児短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における勤務日ごとの勤務時間の時間数を8時間とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

2 [略]

(特別休暇)

第12条 勤務時間等条例第15条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

(1)～(14) [略]

(15) 職員の保護する小学校就学の始期に達するまでの者が予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条第1項の予防接種、学校保健法(昭和33年法律第56号)第4条の健康診断又は母子保健法第12条若しくは第13条の健康診査を受ける場合で、当該職員の介助が必要と認められるとき 必要と認められる期間

(16)～(25) [略]

(休暇の単位等)

第14条 年次休暇、病気休暇及び介護休暇の単位は、1日又は半日若しくは1時間(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務

して得た日数とし、当該日数が20日を超える場合は、20日とする。以下この項において「調整後の付与日数」という。)に繰越日数を加えて得た日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあつては当該勤務形態を始めた日においてこの項の規定により得られる調整後の付与日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、当該日数が20日を超える場合は、20日とする。)に繰越日数を加えて得た日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数とする。

(1)・(2) [略]

(3) 齊一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて不齊一型育児短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における勤務日ごとの勤務時間の時間数を7時間45分とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

(4) 不齊一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて齊一型育児短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における勤務日ごとの勤務時間の時間数を7時間45分とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

2 [略]

(特別休暇)

第12条 勤務時間等条例第15条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

(1)～(14) [略]

(15) 職員の保護する小学校就学の始期に達するまでの者が予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条第1項の予防接種、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第11条の健康診断又は母子保健法第12条若しくは第13条の健康診査を受ける場合で、当該職員の介助が必要と認められるとき 必要と認められる期間

(16)～(25) [略]

(休暇の単位等)

第14条 年次休暇、病気休暇及び介護休暇の単位は、1日又は半日若しくは1時間(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務

職員にあっては、1日又は1時間)とする。	職員にあっては、1日又は1時間)とする。
<u>2</u> 前項の規定にかかわらず、不斉一型短時間勤務職員の年次 休暇の単位は、1時間とする。	
<u>3</u> 1時間を単位として使用した年次休暇を日に換算する場 合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲 げる時間数をもって1日とする。 (1)・(2) [略] (3) 斉一型短時間勤務職員(前号に掲げる職員のうち、斉 一型短時間勤務職員を除く。)勤務日ごとの勤務時間の 時間数(1時間未満の端数があるときは、これを切り捨て た時間) (4) [略]	<u>2</u> 1時間を単位として使用した年次休暇を日に換算する場 合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲 げる時間数をもって1日とする。 (1)・(2) [略] (3) 斉一型短時間勤務職員(前号に掲げる職員のうち、斉 一型短時間勤務職員を除く。)勤務日ごとの勤務時間の 時間数(1時間未満の端数があるときは、これを切り上げ た時間) (4) [略]
<u>4</u> [略]	<u>3</u> [略]
<u>5</u> [略]	<u>4</u> [略]
<u>6</u> 1時間を単位として使用した特定休暇を日に換算する場 合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲 げる時間数をもって1日とする。 (1) [略] (2) 斉一型短時間勤務職員 勤務日ごとの勤務時間の時間 数(8時間を超える場合にあっては、8時間とし、1時間 未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間) (3) [略]	<u>5</u> 1時間を単位として使用した特定休暇を日に換算する場 合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲 げる時間数をもって1日とする。 (1) [略] (2) 斉一型短時間勤務職員 勤務日ごとの勤務時間の時間 数(8時間を超える場合にあっては、8時間とし、1時間 未満の端数があるときは、これを切り上げた時間) (3) [略]
<u>7</u> [略]	<u>6</u> [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部改正)

第8条 一般職の任期付研究員の採用等に関する規則(平成12年岩手県人事委員会規則第27号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(勤務時間帯が割り振られたものとみなす時間帯等) 第11条 条例第7条第2項の人事委員会規則で定める時間帯は、午前8時30分から午後5時15分まで(午後 <u>零時15分</u> から午後1時までを除く。)の時間帯(条例第7条第2項に規定する育児短時間勤務職員等にあつては、同項に規定する育児短時間勤務等の内容に従った時間帯(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年岩手県条例第57号。以下「勤務時間等条例」という。)第6条第1項の規定に基づき休憩時間を置かなければならない場合にあっては、当該休憩時間を除く。))とする。	(勤務時間帯が割り振られたものとみなす時間帯等) 第11条 条例第7条第2項の人事委員会規則で定める時間帯は、午前8時30分から午後5時15分まで(午後 <u>零時</u> から午後1時までを除く。)の時間帯(条例第7条第2項に規定する育児短時間勤務職員等にあつては、同項に規定する育児短時間勤務等の内容に従った時間帯(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年岩手県条例第57号。以下「勤務時間等条例」という。)第6条第1項の規定に基づき休憩時間を置かなければならない場合にあっては、当該休憩時間を除く。))とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。